

平成 年（家）第 号

大阪家庭裁判所

〒540-0008

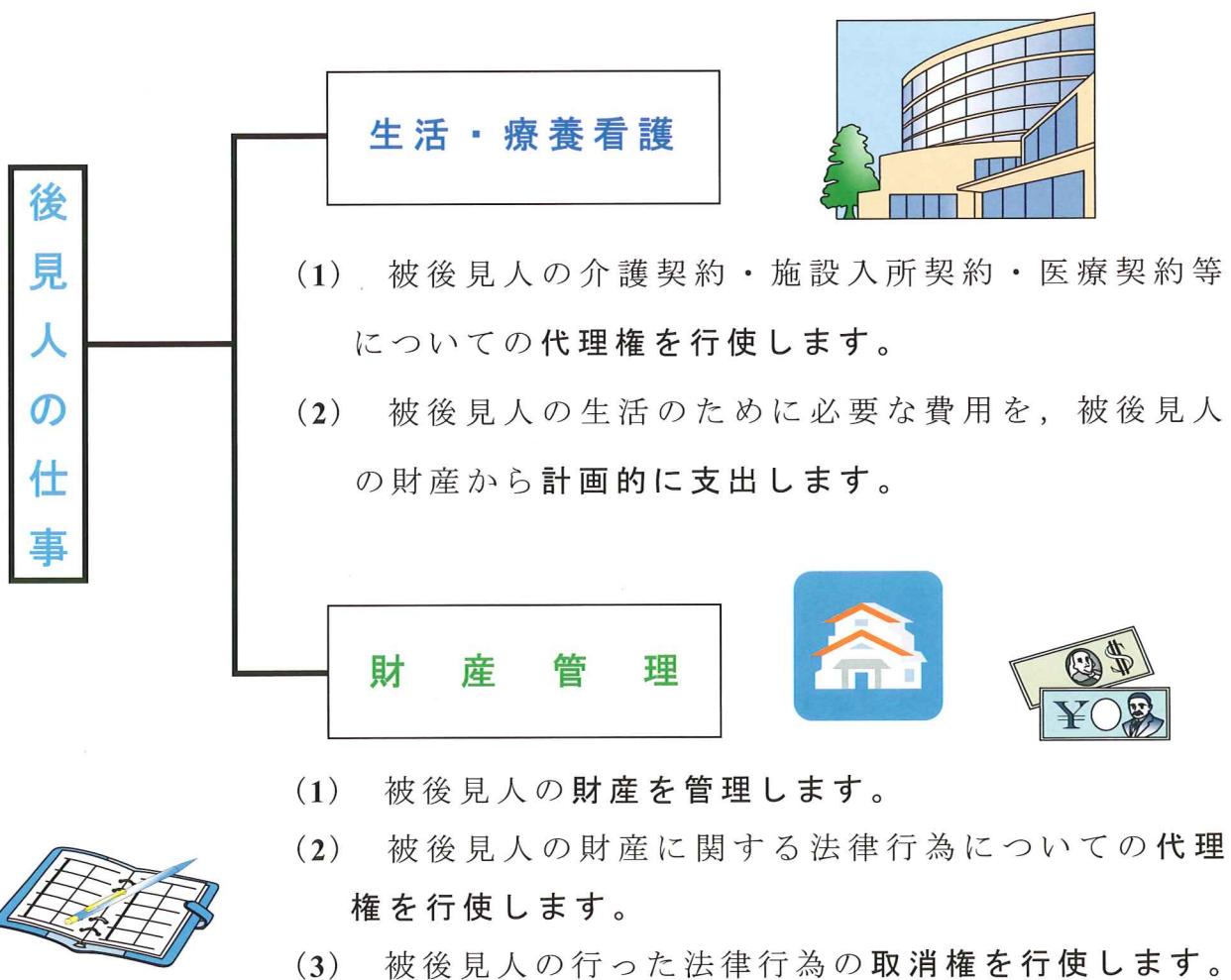
大阪市中央区大手前4-1-13

TEL 06-6943-5321

成年後見人の仕事と責任について

家庭裁判所は、関係者から候補者が推薦されている場合であっても、さまざまな事情を考慮して、成年後見人を選任します。

選任された成年後見人は、成年被後見人（成年後見を開始された本人、以下「被後見人」といいます。）の意思を尊重して、その心身の状態や生活状況に配慮しながら、次のような仕事を行います。



生活・療養看護

まず、被後見人の財産、収入を把握し、医療費・税金などの支出の概算をし、療養看護の計画を立て、収支の予定を立てます。

被後見人の療養看護は長期にわたることもありますので、中長期的展望に立って、最善の療養看護ができるように計画します。

財産管理

- (1) 成年後見人選任の審判があった後、1か月以内に被後見人の財産を調査し、財産目録を作成して、家庭裁判所に送付します。
- (2) 被後見人の財産を後見人や第三者の財産と混同してはいけません。また、被後見人名義の財産を後見人個人や親族の名義にすることはできません。例えば、税金対策などを理由とする生前贈与等は認めていません。
- (3) 被後見人の財産に損害を与えないような安全な方法で管理します。例えば、株式投資等を行うことは認めていません。
- (4) 被後見人の財産から支出できるものは、基本的には、被後見人の生活・療養看護に関する費用です。
- (5) 被後見人の収入、支出について、金銭出納帳を付け、領収書等の資料を保管します。また、一定期間ごとに収支のバランスがとれているかチェックします。そして、定期的に家庭裁判所に財産目録を提出していただく等、後見事務について報告していただかなくてはいけません。
- (6) 被後見人居住用の不動産について、売却、賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定などの処分をする場合には、事前に家庭裁判所に「居住用不動産処分許可」の申立てをして許可を得る必要があります。必要書類等は家庭裁判所にお問い合わせください。
- (7) 後見人と被後見人がお互いに遺産分割や賃貸借等の当事者になるなど、利害が対立するときには、「特別代理人選任」の申立てをする必要があります。事前に家庭裁判所にご相談ください。

保佐人の仕事と責任について

家庭裁判所は、関係者から候補者が推薦されている場合であっても、さまざまな事情を考慮して、保佐人を選任します。

選任された保佐人は、被保佐人（保佐を開始された本人）の意思を尊重して、その心身の状態や生活状況に配慮しながら、次のような仕事を行います。

保佐人の仕事

(1) 同意権・取消権

被保佐人が民法13条1項各号の行為（次ページをごらんください。）をするには、保佐人の同意が必要です。また、家庭裁判所は13条1項以外のことがらについても、申立てにより同意権を付与することができます。

保佐人の同意なく行われた上記行為については、保佐人及び被保佐人はこれを取り消すことができます。また、被保佐人だけで行ってしまった行為については、これを追認（後から有効であると認めること）することもできます。

(2) 代理権

家庭裁判所が定めた特定の法律行為につき、被保佐人に代わってこれを行うことができます。対象となる行為には法律上の制限はありませんが、被保佐人以外の者からの請求によるときは、被保佐人の同意が必要です。



つまり、保佐人は、被保佐人の利益になるよう適切に同意を与えたり、被保佐人にとって不利益な行為を取り消したりすることによって被保佐人を保護し、その権利を守る立場にあります。

さらに審判で認められた範囲内で代理権を持ち、この限度で被保佐人の財産管理権等を持つことになります。

民法13条1項に定められた法律行為

- ① 貸した土地、建物、お金を返してもらったり、これらを他人に貸したり預けたりすること
- ② お金を借りたり、他人の保証人になること
- ③ 不動産や高価な財産を売り買いしたり、貸したり、担保をつけるなどすること
- ④ 訴訟を起こしたり、訴訟を取り下げたりすること
- ⑤ 贈与、和解をしたり、仲裁契約をすること
- ⑥ 相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること
- ⑦ 贈与や遺贈を断ったり、何かを負担することを条件とした贈与や遺贈を受けることを承諾すること
- ⑧ 新築、改築、増築、大修繕の契約をすること
- ⑨ 宅地を5年以上、建物を3年以上、動産を半年以上にわたって貸す契約をすること

(3) 居住用不動産の処分についての許可

被保佐人の居住用不動産について、売却、賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定等の処分をする場合には、事前に家庭裁判所に「居住用不動産処分許可」の申立てをして許可を得る必要があります。必要書類等は家庭裁判所にお問い合わせください。

(4) 臨時保佐人の選任

保佐人と被保佐人がお互いに遺産分割や賃貸借等の当事者となるなど、利害が対立するときには、「臨時保佐人選任」の申立てをする必要があります。事前に家庭裁判所にご相談ください。

補助人の仕事と責任について

家庭裁判所は、関係者から候補者が推薦されている場合であっても、さまざまな事情を考慮して、補助人を選任します。

選任された補助人は、被補助人（補助を開始された本人）の意思を尊重して、その心身の状態や生活状況に配慮しながら、次のような仕事を行います。

補助人の仕事

(1) 同意権・取消権

補助人は、被補助人が民法13条1項各号の行為のうち、被補助人の同意があり、家庭裁判所が審判で定めた法律行為をするに際して同意権を有します。補助人の同意なく行われた上記行為については、補助人及び被補助人はこれを取り消すことができます。また、被補助人のみで行ってしまった行為については、これを追認（後から有効であると認めること）することもできます。

(2) 代理権

家庭裁判所が定めた特定の法律行為につき、被補助人に代わってこれを行うことができます。対象となる行為には法律上の制限はありませんが、被補助人以外の者からの請求によるときは、被補助人の同意が必要です。

つまり、補助人は、被補助人の利益になるよう適切に同意を与えたり、被補助人にとって不利益な行為を取り消したりすることによって被補助人を保護し、その権利を守る立場にあります。

さらに審判で認められた範囲内で代理権を有し、この限度で被補助人の財産管理権等を有することになります。

民法13条1項に定められた法律行為

- ① 貸した土地、建物、お金を返してもらったり、これらを他人に貸したり預けたりすること
- ② お金を借りたり、他人の保証人になること
- ③ 不動産や高価な財産を売り買いしたり、貸したり、担保をつけるなどすること
- ④ 訴訟を起こしたり、訴訟を取り下げたりすること
- ⑤ 贈与、和解をしたり、仲裁契約をすること
- ⑥ 相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること
- ⑦ 贈与や遺贈を断ったり、何かを負担することを条件とした贈与や遺贈を受けることを承諾すること
- ⑧ 新築、改築、増築、大修繕の契約をすること
- ⑨ 宅地を5年以上、建物を3年以上、動産を半年以上にわたって貸す契約をすること

(3) 居住用不動産の処分についての許可

被補助人の居住用不動産について、売却、賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定等の処分をする場合には、事前に家庭裁判所に「居住用不動産の処分許可」の申立てをして許可を得る必要があります。必要書類等は家庭裁判所にお問い合わせください。

(4) 臨時補助人の選任

補助人と被補助人がお互いに遺産分割や賃貸借等の当事者となるなど、利害が対立するときには、「臨時補助人選任」の申立てをする必要があります。事前に家庭裁判所にご相談ください。



家庭裁判所による後見／保佐／補助監督

家庭裁判所は、被後見人等の利益が十分守られるように、後見等の事務を監督することになっています。そのため、定期的に、あるいは隨時、後見等の事務に関し報告を求めたり、調査をしますので、日頃からそれに備えておくことが必要になります。

被後見人等の生活状況の大きな変動（入院、転居等）、大きな財産処分、高額な物品の購入、遺産分割等が予定されている場合は、事前に家庭裁判所に連絡し、指示を受けることになります。

後見人／保佐人／補助人の報酬付与

後見人等の報酬は、家庭裁判所の審判があつてはじめて認められることがありますので、家庭裁判所に「報酬付与」の申立てをする必要があります。被後見人等の財産から勝手に差し引くことはできません。

後見人／保佐人／補助人の任務の終了

後見人等の任務は、後見人等の辞任（家庭裁判所の許可が必要です）、解任、後見開始審判の取消し、被後見人等の死亡などにより終了します。その時には2か月以内に、後見人等として行った被後見人等の財産管理の計算を家庭裁判所に報告します。

後見人／保佐人／補助人の責任

不適切な財産管理、家庭裁判所の求めた財産目録を提出しない、家庭裁判所の呼出に応じないなど後見人等として不適任な時は、辞めていただき、家庭裁判所が、第三者専門家を後見人に選任することがあります。

なお、注意義務に違反し、損害が発生した場合は、賠償を求められことがあります。後見人等が被後見人等の財産を使い込むなどした場合、悪質なときは、刑事上の責任を問われることもあります。